

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年2月16日（月）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 成 川 洋 司（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 大 森 直 子（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 中 村 聖 人（横浜地方検察庁検事）

弁護士 伊 東 克 宏（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性 （以下「5番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日は、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、横浜地裁第4刑事部の成川と申します。裁判員裁判におきまして、当部に配てんされた事件の裁判長を務めております。私は、この裁判員制度が始まりました平成21年5月当時は和歌山地裁にありまして、そこで数件の裁判員裁判を経験した後、平成22年4月に横浜に参りまして、これまで50件余りの裁判員裁判を経験させていただきました。その中で毎回新たな発見をさせていただき、自分自身が至らなかった点というのをその都度気付かせられるので、非常にいい制度だと考えております。

報道などでも順調に推移しているように見受けられますけれども、やはり改善しなければいけない点がいろいろと出てきていると思っております。そのために、実

際に裁判員の経験をされた皆様の意見を伺うのは、その制度を改善していくのに非常に役に立つというふうに考えまして、このような会を設けさせていただきました。ですので、私が担当した事件の裁判員の方も何人かいらっしゃるようですが、皆さんには、どうぞ辛口で忌憚のない御意見をお願いしたいと思っております。

それでは、この会には検察庁、それから弁護士会からも法律家の参加者も来ておりますので、法律家の方から自己紹介をさせていただきたいと思います。まず、大森裁判官からお願いします。

(裁判官)

横浜地方裁判所第4刑事部に所属しております大森と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、平成25年4月から現在まで、この横浜の裁判所で右陪席として、裁判員裁判に参加しています。皆さんが参加されたときも、裁判長と若いフレッシュな裁判官との間に中堅どころの裁判官がいたと思いますけれども、そういう役どころをしております。

裁判員裁判では、今日も御一緒させていただいた方がいらっしゃるんですが、本当に非常に熱心で、いろいろな視点から活発な議論を交わして結論に至っていて、達成感を毎回得られているところです。裁判所でも、もっとより良い裁判員裁判を目指して日々努力しているところですので、もっとこうした方が良かったのではという率直な御意見を、今日はお聞かせいただければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会者)

検察庁から、中村検察官に来ていただいております。お願いします。

(検察官)

私は、横浜地検公判部に所属しております検察官の中村と申します。よろしくお願いいたします。

私は、この1月に横浜地検の別の部署から裁判を担当する部署に異動してきまし

て、最近ですと、裁判員裁判は1件担当させていただきました。裁判員制度が始まった平成21年の当時も実は横浜におりまして、1年間裁判を担当させていただきました。その後、各地を転勤しながら、20件から25件程度をやらせていただいております。

毎回こうした方がいいんじゃないかということを、私個人あるいは組織の中でいろいろと試行錯誤をしながら、様々な主張、立証をしてきているんですけども、実際に裁判員の方がそれを見てどういう印象を受けたのかとか、評価をお聞きする機会がないものですから、今日は非常に貴重な機会であるというふうに考えてきております。今回の事件には私の担当したものはないんですけども、何とぞ忌憚らない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司会者)

続いて横浜弁護士会から、伊東弁護士、お願いします。

(弁護士)

横浜弁護士会に所属しております弁護士の伊東克宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士会では、刑事弁護センター運営委員会というところに所属しておりまして、今日、弁護人の活動に関する御意見を頂戴できれば、是非、弁護士会に持ち帰って、会の方にフィードバックしたいというふうに思いますので、弁護活動に関する忌憚のないご意見を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司会者)

では続いて、裁判員経験者の皆様方からも、まず裁判員を経験されての感想をお聞きしたいと思います。まず、私の方から、皆様が担当した事件のあらましを紹介させていただきます。その後、経験者の方からそれぞれ感想等をお聞かせいただきたいと思います。

まず、1番の方が担当された事件は、70歳の被告人が奥さんを殺害したという殺人事件で、被告人が自ら不倫をしたんですけども、それについて被害者から言

われたことで自分が妻から捨てられるのではないかなどと考えた末に、首を絞めた上で金づちなどで頭などを多数回強打して死なせてしまって、その後、脳みそをかき出して流しに捨てるなどという猟奇的な行動をとったという事件で、審理は七日間という事件だったと思います。1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

私は、初めてこういう法廷というものに出させていただきました。私は、今まで全く法廷に出向いたことはないですし、傍聴したこともございません。新聞とかテレビの世界しか知らなかったのですが、まさか自分がその審判を下す立場に選任されるとは思っていませんでした。でも、やはりこういう国のシステムがございますから、必ずやってみたいなと思っていました。裁判員をやって、今日こういう意見の交換も快く行こうかなと思って、次回また選任されたら、また経験したいなと最後のときには申しました。

この事案で言いますと、今まで経験したことがない事件の内容、新聞とかでもやはり殺人が多いと思うんですが、それ以上に金づちでたたいたとか、今、裁判官が言いました脳みそをかき出すとか、本当に今まで経験していないことがあったので、最初の方は若干夜中に目が覚めたり、周りの裁判員の方も眠れなかったりというのは雑談の中で聞きました。今はほとんど寝られないことはないです。朝ちょっと早く目が覚めたりということがありましたが、もう半ばを過ぎると普通の状態で裁判なりいろいろ参加することはできたと思っています。私としては、非常にいい経験をさせてもらったと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

続いて、2番の方が担当された事件は、罪名は現住建造物等放火未遂ということで、被告人は韓国人の女性なんですけれども、長男との口論がきっかけで自宅に火をつけようというふうに思い至って、灯油を室内などにまいた上で火をつけて燃やそうとしたんですが、消防隊員に消火されて未遂に終わったという事案で、六日間

の審理日程だというふうに伺っています。いかがでしょうか。

(2番)

今日はこんな私がいるのが場違いなような気がするんですが、もともと人が人を裁く裁判員制度、司法の方々は別にして、私個人が人を裁くということに関係することは余り気持ちよく思っていなくて、裁判員になりたいと思ったことは全然なかったんですが、この人生の晩年において、とてもいい経験をさせていただいたと思っています。

今回、私が担当した事件は、裁判員をした方々も、皆さんが私ぐらいの方と女性が多かったので、すごく母親の目線で事件を見ることができて、そんなにシビアな事件ではありませんでしたので、夜中に眠れないとか、そういうことも全然なかったです。それから裁判官の方々と検察官、弁護人の方々のいろいろな資料の提示とか、それから過去の判例とか、そういうものの提示を見ながら、すごく和気あいあいとうまく判決が出たんじゃないかなと思っています。そういう意味で、私は、よい経験をさせていただいたと思っています。

(司会者)

どうもありがとうございました。

続いて、3番の方が経験された事件は、罪名が住居侵入、強姦致傷、窃盗、強姦という事件で、これは病気に感染していた被告人が一人の女性に対しては強姦致傷、あと4人の女性に対して強姦、あとその他に窃盗などもしていた事案で、公訴事実には争いがなかったみたいですが、病気の感染力について実際には問題になったというようなことを伺っております。審理日程は、六日間と伺っております。いかがでしょうか。

(3番)

まずは感想ということですので、この裁判の中身がどうこうということではなくて、自分が裁判員裁判をどう思って、実際受けてどう考えたかということをお話させていただきます。自分自身は裁判員裁判については賛成の部分と反対

の部分がありまして、賛成の部分というのは、やはり法律であったり、罰であったり、そういった犯罪であったりというものを自分自身が直接感じることはないものですから、こういったところに来て、そういったものを肌で感じて考えるという機会があること、そういったことに理解が深まるという意味ではすごく良いのではないかと感じていましたし、実際受けて、そういう部分は良かったなというふうに感じております。

反対の部分は、人を裁くということに関しては、自分自身でそういった勉強をしたわけではない人間が、そういう知識もなければ、判断する能力も自分にはそんなに備わっていないと思うんですね。では、その人間が実際に人を裁いてしまっているのかなというのが、自分の中では非常に不安感がありました。評議の中でもいろんな意見がありまして、自分は、事件の中身でというよりは、それを判断するということではしばらく悩んでしまったなというところがありました。なので、いろんな意味では経験したということは非常にためになった、勉強になったということはあるんですが、その部分が、自分の中でまだちょっと残っているような状況になっています。

(司会者)

ありがとうございました。

次に、4番の方が経験された事件は、罪名が住居侵入、強姦未遂、強姦致傷で、これは被告人が見ず知らずの3名の女性に対して路上などでいきなり顔面に殴り掛かるなどして強姦致傷の事件を起こすとともに、1名の被害者、これは被告人の元同棲相手の娘ですが、その家に忍び込んで強姦しようとして未遂に終わったという事件です。これは日程が四日間ということになっておりますけれども、これはいかがでしょうか。

(4番)

やはり刑事裁判ですので、どの事件も非常に重たいと思うんですね。私が経験したこの裁判についても、当初から非常に重たい雰囲気の中で、評議がありました。

ただ、そういう中で、裁判官の方たちが非常に明るく優しく接してくださって、いわゆるチームで考えていくということを繰り返し繰り返し言っていたし、「最後の責任は裁判官がとるから、皆さんは安心してください。」というお話が非常に心強かったし、信頼もできたなと思いました。

また、被害者の心情における陳述の中で、ある被害者の方が勇気を持って今の心情等を切々と訴えたというのを実際に生で聞いて、やはり本当にこういった犯罪は起こしちゃいけないし、悲しい思いをさせちゃいけないということを自分自身で感じましたし、私自身は被害者の心情における陳述を聞いた後、評議室に戻ってちょっと胸が詰まりまして、涙が止まらなかったです。トイレに駆け込みました。そういう意味では、そういう被害者の方たちの思いというところは強く受け止めることができたなと思いました。そして更に、この制度によって、私たちが分からなかったことを感じることもできたし、地域でこういうふうな犯罪を起こしちゃいけないという思いが自分の中にも強く起きてきましたし、そういう意味では、この裁判員制度というのは、非常に大切だなということを感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

続いて、5番の方が担当された事件は、罪名が殺人罪で、これも1番の方と同様に夫である被告人が妻を殺害したという事案なんですけれども、被告人が自治会の会計を担当していて金額が合わないということを思い悩んでしまいまして、そのストレスからかどうかわかりませんが、被害者の首を絞めて殺してしまったという事案で、この事件においては被告人は精神の病気なんですけれども、責任能力がちゃんと完全にあるのか、心神耗弱者に当たるのか、こういうところが問題になった事件です。審理日程は、六日間ということでした。いかがでしょうか。

(5番)

私は、前々からこの裁判員裁判に非常に興味を持っていました。参加させていただいて、閉ざされた司法の中で一般の国民である自分が参加できたということで、

私の人生の中で非常にいい経験をさせていただいたなというのが率直な感想です。特に、評議の中で、いろいろやりとりをさせていただいて、その中で自分も勉強させていただいたところが非常に多く、この件が終わってから、家族の中でテレビで話題になっている事件ですとか、新聞で話題になっている事件についていろいろ話す機会も多くなりましたし、変な話なんですけれど、この事件だったら、大体こういう求刑かなみたいなことも家族で話すようになりました。ですので、今回は本当にいい経験をさせていただいたと思っております。

(司会者)

どうもありがとうございました。では、次に審理の内容についての感想をいただきたいと思いますが、審理の順番に沿って、まず冒頭陳述ということについて伺いたいと思います。

冒頭陳述というのは、皆さん経験されてお分かりだと思いますけれども、まず最初に裁判長が被告人本人であることを確認した上で、事件についての認否を聞いた後、検察官、弁護人がそれぞれこの事件はこういう事件なんですよという内容を明らかにするという手続です。これによって、我々は、この事件はこういう事件であって、またこの事件はここが争点になって、我々が判断しなければならない点はここだということが、この手続を経ることによって分かるという仕組みになっております。果たして、そのような機能はちゃんと働いたのかという辺りのところをお聞かせいただきたいと思います。

皆さんのお手元には、実際に皆さんが担当した事件についての冒頭陳述要旨、あるいは冒頭陳述メモというものをお渡ししていると思いますので、これをごらんになりながら、すごくよく分かったのか、あるいはよく理解できなかったのか、あるいは難しいことが書いてあって頭に入らなかったとか、そういった感想を全員からお聞かせいただきたいんですけれども、2番の方からよろしいですか。

(2番)

すごくよく分かりました。多分裁判官の方々とか、書記官の方たちとかが前もっ

で精査して選別して、こういうものを提示してくださったんだと思うので、もちろん検察官の方々も。ですから、とても分かりやすかったです。

(司会者)

検察官も弁護人も書面としてはかなりコンパクトにされて、これは、分かりやすくて、何が問題なのかというのをすぐ把握できたということですか。

(2 番)

はい。

(司会者)

3 番の方は、いかがでしょうか。

(3 番)

実際につくっていただいた資料、説明は分かりやすくはあったんですけども、自分が担当した事件というのが、事前に 4 件の事件がもう終わった後に自分が担当するものが始まるという形だったものですから、その辺がちょっと分かりづらかったというか、どこを判断していいのか、どうその五つを合わせていいのかなのというのがちょっと分からなかったというか、最後まで結果的に四つ一緒に話をしているような形になってしまっていた部分があったので、そこが良かったのかどうかというのは自分では反省としてあるんです。

(司会者)

3 番の方が担当された事件は、区分審理と言って、5 名の被害者のうち 4 名の被害者に対する事件は既に裁判官で有罪の判決がなされていて、実際に一から証拠調べをやったのは、強姦致傷の被害者 1 名ということですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

これを両方併せて審理するのが、かなり戸惑われたということなんですか。

(3 番)

最初にその4件の説明をしていただいた後に、今度自分が担当するという1件の説明をいただくんですけれど、結局、自分たちにすると全部一緒になってしまっていて、自分たちの反省でもあるんですけれども、その辺がもう少しはっきりと明確に分かれていても良かったのかなという感じですね。説明等々はすごく分かったんですけれど、どこで何を判断をするという線引きがちょっと分からなくなってしまう形ですね。

(司会者)

その4つの事件の説明が初日にあって、実際に担当する事件の冒頭陳述は2日目ということですね。

(3番)

はい、そういう形だったと思います。

(司会者)

そこら辺も明確に意識して分けて考えるのが、難しかったということですか。

(3番)

多分これを冒頭陳述という言葉で説明しちゃうといけないのかもしれないんですけど、自分たちが考えるときはもう全部が一緒になっちゃっている状態だったの

で。

(司会者)

その検察官や弁護人がつくった書面自体は、どうですか。

(3番)

それはすごく分かりやすくつくっていただいていたし、実際、審理も全てそうだったんですけれども、非常に自分たちに説明をしてくださるような内容でやっていただいたので、その辺については何ら不満はないです。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方は、いかがでしょうか。

(4番)

冒頭陳述についても非常に分かりやすくポイントを押さえた内容でしたので、私自身がこの事案に対してのイメージを持つのにすごく分かりやすかったです。特に、事実関係に争いはなく、量刑が争点という、そういうふうな本当のポイントのところは濃く書いてあったりして、ああ、そういうことなんだなというところでイメージが付きやすかったし、それから弁護人からのメモ等を見ても、ああ、なるほどこういう点で弁護人は考えているんだなというところで、検察側と弁護側との争点をイメージしやすく、分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方は、いかがでしょうか。

(5番)

私の場合は、動機ですとか、責任能力がどうなのということが結構争点になったものですから、当初は非常に分かりにくい案件だったと思います。資料等は非常にきちっとつくってはいただいていたんですけれども、何となく最初はぼやっとした中でスタートしたというところがあります。ただ、休廷中に裁判官の方ですとか、いろいろラフな形で、「この争点は、どこなんでしょうね。」とか、いろんなざくばらんな会話の中で個々がいろいろ感じ取れたというところがありましたので、当初は非常に行き詰まっていたんですけれども、日を追ってからだんだん明確になっていったというところがあります。

(司会者)

そうすると、冒頭陳述が終わった段階では、まだもやもやしたものが結構残っていたという感じですか。

(5番)

そうですね。動機がないみたいなこととか、責任能力について証人の方たちの意見等もあったんですけれども、果たして責任能力があったのかというところは、まだはっきりとわかっていなかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。1 番の方は、いかがでしょうか。

(1 番)

初日の始まって10分ぐらいの間もない冒頭陳述ということで、まだ仕組みが全然分かっていない、これからどうなるのという心境で、法廷のこの瞬間に立ち会ったような記憶をしています。それで、すぐ資料が手元の方に配られて、ああ、こういうことだということが分かって、それを読んでみて、やはり内容、どういうことがそれなのかということが分かりましたので、この紙面に関しては我々に対しても分かりやすく、あと我々もそのメンバーに年配の女性の方もおられたので、字の大きさとか、その辺も配慮されているのかなと思いました。

あと、検察側の陳述書は配布されたんですけど、弁護側のこのメモというのは多分配布されていない記憶があるので、今このペーパーは余り記憶にないものです。

(司会者)

ありがとうございました。一通り冒頭陳述についての御感想を伺いました。比較的分かりやすい冒頭陳述が多かったというふうに見受けましたが、この点について、検察官や弁護士の方からは、何かお聞きになりたいようなことはございますか。

(検察官)

では、よろしいですか。

(司会者)

はい、お願いします。

(検察官)

今、1 番の方が、始まって10分ぐらいのところでとおっしゃられていましたが、皆さん恐らく同じ段階で冒頭陳述に臨まれていると思われます。ただ、初めて法廷に入って、何が始まるか分からないという緊張感もあると思いますけれども、落ち着いてみると、ある程度どれも分かりやすくつくられていると思われます。正直なところ、ここに盛り込まれている情報量として、もうちょっと少なくてもいいんじゃない

ないかとか、このぐらいは必要だよねとか、そういうざっくりとした御感想、御意見で結構なんですけれども、何かそういったものがありでしたら、お聞かせいただきたいんですけれども。

(司会者)

法廷に入って、最初は緊張しているし、舞い上がっているところで、こういう難しい話をたくさん出されると、すんなり頭に入るのかというような疑問でしょうか。

(検察官)

はい、そうですね。

(司会者)

情報量として適当な分量だったのかどうかという辺りを、皆さんに伺ってみましょう。3番の方、いかがですか。

(3番)

まず、取っ掛かりとしてというんですかね、評議をするための情報としては絶対に少ないと思うんですけれども、実際にどういうことが起きて、何をやるのか、それを分かるという意味では、これぐらいあっていいんじゃないのかなという気はしました。

(司会者)

4番の方は、いかがでしょうか。

(4番)

はい。私も同じように、余り細かくいっぱいあるよりかは、この程度のことでコンパクトにまとまっていた方がイメージしやすいなと。いろいろ細かいことはこれからいろんな手続のなかで理解していけばいいから、最初の冒頭陳述要旨としては、これぐらいが私としてはちょうど良かったかなというふうに思っています。

(司会者)

5番の方、いかがですか。

(5番)

検察側から出てきた資料なんですけれども、ストーリー性のあるものでしたので、非常に分かりやすかったかなというのが感想としてあります。

(司会者)

1 番の方は、いかがでしょうか。

(1 番)

私も、皆さんと同様の意見で、大変見やすく、始まって間もなくとも、これを見ればどういう事件の内容か、どういう時系列になっているかというのが一目で読んでいくと分かりますので、こちらの内容程度でよろしいかと思います。

(司会者)

2 番の方は、どうですか。

(2 番)

同じくすごく分かりやすく、よくできていると思います。逆に何だかカットされていたかと思うぐらい、きちっと書けていると思います。

(司会者)

皆さんに確認しておきますけれども、検察官の冒頭陳述だけでなく弁護人の方も分かりやすかったとお聞きしてよろしいですか。では、そういうふうに伺っておきます。弁護士の側は、何かございますでしょうか。

(弁護士)

この手の話だと、どうしても弁護人の活動に対するお叱りを受けることが多いんですけど、今日は全然苦情めいたものが余りなかったので、少しほっとしています。

冒頭陳述メモに関してなんですけれども、1 番の方は先ほど配布されなかったというふうにお聞きしたんですけれども、この内容をそのまま口頭でメモのとおり説明をするような冒頭陳述だったというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

(1 番)

はい、そういうことです。配布がちょっと記憶がないです。

(弁護士)

ほかの方は、全員この用紙が配布されたということになりますでしょうか。

(司会者)

皆さん、そういうことでよろしいですね。

次に、証拠調べのところに入っていきたいと思います。証拠調べでは、まず検察官が証拠書類の内容を読み上げたり、あるいは証拠書類に写っている写真をモニターに映したりという手続であるとか、証人尋問または被告人質問など、いろんな手続が行われております。我々法曹三者としては、見て聞いて分かる裁判というのをキャッチフレーズに、この裁判員裁判を始めたわけですが、裁判員の皆様から見て、この証拠調べが見て聞いて分かるような手続になっていたのか、あるいはその手続の中で疑問を持った点があるのか、何でも結構です。証拠調べの読み上げが長くて退屈したということでも結構ですし、証人尋問で同じような質問が出て退屈したとか、何か気付いた点があればちょっとお聞かせ願いたいんですが、4番の方からお願いできますか。

(4番)

証拠の方の話ですよ。そのときに、モニターで映ったか、あるいは黙読の資料が何かでだったのか、ちょっとよく覚えてないんですけども、被害者の方が殴られたという顔の写真が出たんです。そのときに、目のところだけが黒くマスキングしていましたので、実際にその本人のお顔じゃなくて、ちょっと安心したと言うと変ですけどね。これが本当に、例えば目も殴られた後で目が真っ赤に腫れていたとか、うつろな顔で写っていたとか、そういうふうなものだと見た瞬間に、ちょっと、あっというふうになるかなと思ったんですけど、そういうものじゃなかったような感じだったので、冷静に、そういうモニターなり写真なりを見られたかなという感想がありました。

あと、尋問の中での被告人の発言とかが証拠になるということで言うと、やはり本当に証拠となるような答えを導き出すというところの質問、その重要性という

か、余り関係ない質問でその答えが余り直接証拠にならないのかなとか。だから、本当にポイントを押さえた質問というか、そういうことというのは、大事なんだなというふうに思いました。

(司会者)

証拠調べる的には、分かりやすかったというふうに言えますかね。

(4 番)

そうですね。分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。5 番の方は、いかがでしょうか。

(5 番)

私の場合も、モニターに写真が載っていたんですけども、顔はモザイクになっていました。横に、同じように殺された猫の死体の写真もリアルに映っていました。私のチームは3人女性の方がいらっしゃったんですけども、雑談の中で、「顔が見えなくて良かった。」という御意見が多かったです。

あとは、証人尋問で何人かいらっしゃって、証拠というところでは非常に分かりやすかったんですけども、逆にちょっと弁護側の証人尋問の方についてはちょっと不信感ではないんですけども、つくられたロジックの中で発言されているのかなという印象が非常に強かったです。

(司会者)

ありがとうございました。今ちょっと猫の死体というような話が出ましたが、補足させていただきますと、被告人が奥さんを殺してしまって自分が刑務所に入ると、飼っていた猫を世話する人間がいなくなるということで、猫も殺してしまったというような事件でしたかね。

(5 番)

はい。

(司会者)

では続いて、1 番の方は、いかがですか。

(1 番)

私は、証拠の写真についてはイラストで人の形が描いてあったりとかで、実際の映像としてはなかったです。ただ、現況証拠として、家の中のある部屋の血だらけの写真だったり、脳みそらしい写真であったり、あと頭蓋骨の細かい破片だったり、そういう写真は実際に見ました。特に死に至っているので、我々はそういうのが慣れてはいないけれど、やはり見ないと本当の判断というのは迷うと思います。この辺についてもいろいろ賛否両論があろうかと思いますが、ある程度はやはり情報としては必要かなと思いました。

あと、証人尋問については、肉親の証人がいましたので、その辺がやはりかなり慎重に聞き入って判断しようかなという思いはございました。意見が全く違っているという中で、我々は最後に答えを出さなきゃいけないということがございますので、私は結構メモ魔なので、一生懸命メモはたくさんとりました。

(司会者)

証拠調べの分かりやすさの点は、いかがですか。

(1 番)

はい。それは、分かりやすかったです。

(司会者)

はい、ありがとうございました。では、2 番の方、お願いします。

(2 番)

証拠は、建物の焼けた状況とか、灯油がどの程度まかれているとか、その程度を写真でプロジェクターに映してくれたので、すごく分かりやすかったです。

それと、証人尋問とかで、オブジェクションって外国の映画でよく出てきますが、そういうことが本当にあったので、ああ、こういうことが本当にあるんだと思って、びっくりしました。それと、弁護側の証人の方が弁護人と前もってすごく質疑応答して、答えの練習をしているようなふうが見えたのが、ちょっと何となく手前味噌

風で、何となく好きではありませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

(3番)

まず、証拠の方でいきますと、自分の担当したものは、被告人が罪状を認めているという状態から始まっているということだったので、証拠については結構淡々としていました。住居侵入という事件でしたので、住居の写真、住居の外からの写真でどこから侵入したのかとか、あとは部屋の様子の写真ということで、ほかの方みたいにインパクトのあるような写真ではなく、外観でこういう家からだとか、こういうふうに入居できてしまうのかとか、そういったことを教えていただいたような形でした。

被告人に対する質問に関しては、ちょっとさっきのお話と重なっちゃうんですけども、4件終わっている段階だったということがあるのかどうか分からないんですが、自分たちがもっと知りたいことの質問がなかったりしているんですね。それはもしかするともう4回のときに終わってしまっているんで、これからはなくていいということで新しいことだけを質問されたのか、その辺が自分には分からないんですけれども、ちょっとその辺が足らなかったように感じました。あとは、これは検察官も弁護人も両方そうなんですけれども、結構質問したいことをどんどん質問して、回答とよくかみ合っていなかったりとか、回答の間が悪かったりという感じで、何か聞いている側が今どういう話をどうして聞きたいんだろうかという疑問が残るような形だったように自分は感じました。結果的にもう罪を認めているから、その辺はもうぼんぼん淡々と進めればいいという感じでやってしまっているのかなというのが、ちょっと残念だなと思いました。あとは、初めてそこで被告人が話したようなことがあったみたいだったんですけれど、そこに対して突っ込みも入れることなく、ちょっと流れてしまったようなところがあったりしたので、もう結論が出ているからということだったのかもしれないんですけれども、そういう場だったの

で、自分としてはしっかりそういったところの質疑というのをやっていただければなというふうな感じがありました。

あとは、事件が事件だったこともあるんでしょうけれど、弁護人が弁護しているのか、していないのか、よく分からない感じだったものですから、お互いに被告人に対して責めているというか、こうあるべきだとか、こういう発言をすべきじゃないのかというようなことがあって、そこら辺はもしかするとそういうふうに自分たちに思わせるテクニックなのかもしれないので、ちょっとはつきりとは言えないんですが、話を聞いていたときに、ほかの事件とは違って、どちらがいい、悪いとかということではないような内容だったので、その辺が自分なんかにはちょっとしっくり来なかったというか、そんな感じでした。

(司会者)

そうすると、被告人質問は、かなりもの足りないような印象がありましたか。

(3番)

後で、追加で質問をさせていただいたりとかしました。

(司会者)

聞きたい点について、突っ込みが足りなかったということですか。

(3番)

そこは事前にもう終わっていたことなのかもしれないので、自分にはちょっと分からないですけれども。

(司会者)

どうもありがとうございました。いろいろ出てきたんですけれども、担当された事件によって、証拠調べの方法がかなり違うと思いますので、その点に焦点を当てた話を伺います。3番の方と4番の方は性犯罪で、被害者はいるんですけれども、被害者からその被害状況を直接証人尋問で話を聞くわけではなくて、捜査官がその被害者から聞いた話を書き取った供述調書を法廷で読み上げるというのが主な証拠調べだったと思うんですけれども、被害者自身から証人尋問という形で話を

聞きたかったということは、3番の方、4番の方はございませんでしたでしょうか。

(3番)

ないです。本人じゃなくて良かったと思っています。

(司会者)

実際にこういう被害を受けた人から話を聞くと、かなり心理的な影響があったということでしょうか。

(3番)

はい。

(司会者)

4番の方は、どうですか。

(4番)

被害者の方に質問というのは、ちょっと心情的に厳しいかなという気持ちですね。私は、供述調書の中身だけで十分だったかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それから、1番の方と5番の方は殺人事件で、写真じゃなくてイラストになっていたりとか、モザイクが入っていたりというような話でしたけれども、遺体などの写真を見た方がいいのか、必要ないのかとか、そういう観点から考えるとどういうふうに思われましたか。1番の方。

(1番)

殺人の遺体に慣れている方は、世の中、周りでは多分いないと思うので、今後のメンタル的に多分余り良くないんじゃないかなと思います。せいぜいその証拠の写真、遺体とかそういう写真じゃなくて、現況の写真なり、あとその辺をイラストで描いたりとか、それが、我々一般に情報公開するぎりぎりのところじゃないかなと私は思っています。

(司会者)

写真としては、血だらけの現場と頭蓋骨の破片と脳みそらしきものという写真は、

見る必要があったのかとかいうことは、どうですか。

(1 番)

私は、それは必要かと思います。現況がどういう状況だったかという、やはり一つの判断基準になり得ると思います。

(司会者)

これは、カラー写真でしたか。

(1 番)

はい、カラーでした。

(司会者)

5 番の方は、写真などについてはどうですか。

(5 番)

今回、殺害現場がお布団の横だったんですけれども、最終的にはきちっと布団に乗せて、その横にまた猫の死骸も乗せてというようなことをやっていたものですから、その辺では心理状況というのがよく分かったので、その意味ではモニターを見させていただいて良かったと思っています。

(司会者)

写真があった方が良かったという御感想ですか。

(5 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。では、そのほかの方は実際にそういう遺体の写真が出てくるような事件ではなかったんですけれども、実際に想像してみて、そういう写真が出てくるとしたら、どう思われますか。2 番の方、どうでしょうか。

(2 番)

2 番ですけれど、多分見たくないと思います。イラストで十分だと思います。

(司会者)

写真がなくても、判断できるということでしょうかね。

(2番)

はい。想像力で。

(司会者)

3番の方は、どうですか。

(3番)

そうですね。必要なときもあるのかとは思うんですね。その死体の状況とかを見ないといけない部分があるような内容であれば、やはり見た方がいいかとは思いますが、自分が判断するのに必要がないものであれば、あえてそういったものを見る必要はないのかなとは思いますが。今言われていたように、後でわざと布団に寝させたとかいうようなことがあるということであれば、どういう状況だったのかというのは見るのが一つの判断の要素にもなるのかもしれないですけど、そういったことでもなければ、あえて写真を見なくてもいいのかと思います。

(司会者)

4番の方は、どうですか。

(4番)

特に事実関係に争いがなくて、量刑だけの判断とか、そういう場合については、特に出さなくても。直接の写真ではなくて、イラスト程度でよろしいかなと思いますが、評議の中で有罪か無罪かみたいな判断になったときに、被害者側から見れば、やはり極刑を望むというところでの証拠等があるんだというふうなところで言うと、もしかしたら、そういう写真も必要なのかもしれないと思います。それは本当によほどのことでないと、そういうことは必要ないのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。それから、1番の方の事件と5番の方の事件は、医者  
の証人尋問というのを行ったと思うんですけども、お医者さんの証人尋問となる  
と専門的な話が出てきたり、かなり難しい内容になってくるんじゃないかと思える

んですけれども、医者話がきちんと理解できるような証人尋問がなされたのかどうか、いかがだったでしょうか。

(1 番)

担当のお医者さんが、多分慣れている方だと思いました。何度かこういう法廷の場で発言された経験があるんじゃないかなと思ひまして、割合、我々に対しても分かりやすく話されていたと思います。

(司会者)

そうすると、分かりやすかったということですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

5 番の方は、医者二人を調べたと思うんですが、いかがでしたか。

(5 番)

特殊な言葉が幾つか出てきたんですけれども、それについては資料の方で事前に配布されていたということもあって、お話しされている内容については非常に分かりやすかったです。

(司会者)

そうすると、専門的な話でも、理解はできたということですかね。

(5 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。法律家の方からは、証拠調べの関係で何かございますでしょうか。

弁護士の方は、先ほど 2 番の方から証言するに際してコーチか何かをしているような、そんな印象を受けたというようなお話が出たんですけれども、そこら辺の実態というのはどうなんでしょうかね。

(弁護士)

まず私も2番の方に一つ聞いてみたいなと思ったんですけども、我々は当然尋問前に、特に弁護側の証人の場合には十分に、「こういう質問をしますので、どう答えますか。」「どう答えてください。」というテストを当然します。その理由としては、法廷で逆にそのやりとりが分からないと、すごく分かりにくい尋問になってしまいますし、尋問時間が限られている中で、こちらが主張したいことをこちらの証人に全部話してもらうためには、あらかじめ台本までは行きませんが、「こういう順番で質問をしますから、こういう順番で答えてください。」ということは、あらかじめやっておかないと、どうしても時間内に収まらなかったり、どうしても言葉で説明するというのが、特に我々は慣れていますが、一般の方の証人の場合には立て板に水というふうに流れていきませんので、どうしてもやらなきゃいけないところがあります。ただ他方で、2番の方の御指摘のように、余りそれをやり過ぎると、白々しいというのが当然、自分たちでやりながらも経験しているところで、すごく難しいなというふうに思っています。もし何か、こうやったらいいんじゃないの的なものがあったら、2番の方にお聞きしたいなというふうに思っておりました。

(司会者)

いかがでしょうか。

(2番)

質問に対して、余りにもすぐ答えが出てくるんですね。普通の一般の人だったら、ちょっと逡巡しているところとか、どうでしょうねとか、そういうのがあはずなんですが、そういうのが一切カットされて、右から左に、はいと答えが出てくるところがとても何かつくられたっぽい、要するに、量刑を軽くするためにそういう答えを言わせているみたいなのを感じました。すみません。

(弁護士)

教訓にいたします。

(司会者)

ただ、こう答えてくれと言っても、考えてもいないことを答えろという趣旨のこととはしていないわけですね。

(弁護士)

違いますよね。そこら辺はやはり答えをつくるわけにはいかないのです、質問に対して、「こういう質問が来ますので、答えとしてはこうではないですか。」というところを答えも含めてやらないといけなくて、裁判は、どうしても言葉に残さなきゃいけないというところがすごく難しくて、いつも苦慮しているところでございます。

(2番)

多分その時間的な制約とか、そういうことで、右から左に答えが出てくるということもあるのかなと、後で思いました。

(弁護士)

もう一点、質問してもよろしいですか。

(司会者)

お願いします。

(弁護士)

弁護活動に関すること、3番の方に更に補足して教えていただければというところがあるんですけども、3番の方から、弁護人が被告人を責め立てているような感じがして、弁護人なのにというところで多少違和感を感じたというような御趣旨の発言をいただきました。そこも我々はいつも悩むところなんですけれども、特に3番の方の事案なんて私が見てもとんでもないやつだという話で、もちろん弁護人ではあるんですけども、我々も結局本人から反省の弁を引き出したくて、弁護人としても時々厳しい言葉を投げ掛けながら反省の弁を引き出すための質問をするというところがあります。それで、逆に余り擁護するような質問を繰り返すと、裁判官、裁判員の皆さんから共感を得られず、逆に反感を買ってしまうと。その中で反省の弁を引き出すためには、やはり厳しい言い方の質問をすることもあるし、た

だ他方で、3番の方の御指摘があったように、余り責める質問ばかりやっているところと検察官とどこが違うんだという話で、非常にそこも弁護人の仕事をやりながら悩むところなんです。そういうところも分かった上で感じられたんだと思うんですけど、3番の方への御質問は、特にどの辺に違和感を感じたというところを教えてください、今後の活動の参考になります。

(3番)

まず、弁護人の方の話でいきますと、ちょっと2番の方と重なるんですけど、そこに至るまでの質疑がかみ合って被告人に対して意見を聞いているという感じじゃなくて、台本を読んでいる感じになってしまった上で、また被告人が答えたときに、「そういう答えじゃなくて、反省がないから、こういう反省した答えが必要なんじゃないのか。」というふうなことをずっと言われていたので、結局ずっと責めているように見えてしまったんですね。もし最初の方のやりとりがもう少しちゃんと、キャッチボールじゃないんですけど、どうだったんですか、ああ、そうですかというようにことをやりながら、いや、それはあなたの言っていることがおかしいよなら分かるんですけど、自分から見ると、最初からもう被告人の言うことを聞く気がないという感じでずっと進んでいて、そういう言葉が出たようにちょっと見えてしまったものですから、ああいう事件ですし、そういうことにもなってしまうのかなというところを感じはするんですけども、でも、弁護人の方なので、やはり多少なりともあの場面の中の多分唯一の味方になられる方だと思うので、もう少しやりとりをうまくしてあげた方がいいのかなと思いました。自分だけがもしかしたらそういうふうにしたのかもかもしれないんですけども、自分はそのような感じがしてしまいました。

(弁護士)

回答を、多少無理に押し付けているような感じもあったという御趣旨ですかね。

(3番)

言葉がちょっとうまく伝えられるかどうか分からないですけど、とにかく淡々

ともう事務的に進めているような感じがしてしまったんですね。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

私からもちょっと質問させてもらいますけれども、先ほどの3番さんのお話だと、法廷で初めて被告人が話し出したようなことがあったということでしたね。

(3番)

そのように感じたことが、ありましたね。

(司会者)

それに対しても、新しく出た言葉に乗かって、更に聞いていくというようなこともなかったわけですか。

(3番)

されなかったと感じました。それで、どこまで話していいのかよく分からないですけれど、もう被告人側も認めている状態の裁判なので、そういう部分はもう重要ではないということなのかもしれないんですけども、聞いている限りで初めて聞いたとか、こんな答えが出るのは想定していなかったような答えが出たんだなと思って見ているんですけど。もっともっと聞けばいいのかなと思うようなところがありました。聞いていらっしやらなかったような部分もあったので。

(司会者)

ありがとうございました。検察官は、ございますか。

(検察官)

やはり御遺体などの写真、これは検察庁でもいろいろと問題といいますか、いろいろと検討をしているところでして、やはり何でもかんでも漫然と出すということではもうやめようという検察官が多いのではないかというふうに感じています。ただ、どうしてもほかの証拠でイラストだったり、そういったものではなかなか代替できない場合、必要があるときには出していく必要があるんだろうなということは感じ

ているところです。1 番の方のお話の中で御遺体ではないんですけど、血であったり、脳みそのようなもの、あるいは骨の破片といったお話がありましたけれども、これはカラー写真でごらんになったと。恐らく血ですから、カラーじゃないと分かりにくいということでカラーになったということがあったのかもしれませんが、イラストで代わりに赤く、部屋のイラストを描いて赤く塗って、あるいは骨などは白、そういったもので絵心がある人だったら描けるようなものもあるのかなとは思ったんですけども、イラストではなくて、写真を見ることで何か違ったものがあるというお考えがもしあれば、お聞かせいただければと思います。

(1 番)

結論から言うと、首を絞めてから、その後ハンマーで何度も頭を殴っていますので、その辺の血の散乱具合というのは多分写真じゃなきゃ表現できないと思います。私は生まれて初めてあのような写真を見たんですけど、幾らイラストでやっても、やはりそこまで多分表現はできないかと思います。そういう意味でも、その犯罪の内容を判断する上では、やはり必要かと思います。

(検察官)

では、もう一点だけなんですけれども、3 番の方と4 番の方は性犯罪の被害者ということで特に配慮をされたので、供述調書の取調べということになったとのことで、恐らくそれがほとんどの裁判でそうなっていると思われます。先ほどのお話としては本人じゃなくて良かったと、もし御本人だったら心情的に厳しかったというお話もあったんですけども、例えば、この供述調書、恐らく検察官が読み上げたと思いますけれども、それをお聞きになって、自分としてこういうことも聞いてみたい、例えば、その供述調書に盛り込まれていないこととか、当然、供述調書がつくられたときと裁判のときとは時期が違うわけですから、今の気持ちを聞いてみたいとか、そういったお気持ちにはならなかったのかをお伺いしたいのですが、3 番の方からお聞かせいただきたいんですけど。

(3 番)

自分が担当した、5件ではなく1件に関しては、被害者の方が書いた内容の読み上げという形でしたので、今の気持ちというものも含まれた形だったかと思ったんですけれど。

(司会者)

被害者の心情に関する意見陳述ということでしょうかね。

(3番)

はい、そうです。ですので、そういったところは分かりました。あと逆に、そこまで具体的にしなくてもいいのかなという感じは、自分はしてしまいました。

(4番)

被害者と犯人との間の関係というのはほとんどなくて、本件の場合は第3事件についてだけはどうも被害者と被告人との関係があるというのがあって、あとの三つの事案については、被害者の方と被告人とは全く関係ないという中ですので、特にそういった方に聞いてみる必要というのもなかったかなと。どうしても被害に遭った時間帯が非常に夜遅くで、しかも人通りの少ないところということがあったので、そういう時間帯に一人で歩かなきゃいけなかったいろんな事情があったんだろうなというところで、本当に不運だったなという思いは持ちましたけれども、被害者に対して調書以外にこんなことを聞いてみたいという思いはなかったでした。

(3番)

自分のときは、たしかその被害者の方が同席されていたんですよ。

(司会者)

本人の方が、法廷に来ていらっしゃったと。

(3番)

いらして、そこで読み上げをされて、読み上げる部分は一部カットしたという形でなされました。そういった意味もあったので、そこまで具体的なところまでのお話はしなくてもいいのかなと、自分は思っていました。

(司会者)

今、被害者の話が出ましたけれども、1番の方の事件と3番の方の事件と4番の方の事件は、被害者、あるいは遺族の意見陳述という手続がなされていたと思います。先ほど4番の方のお話だと、その被害者本人の話を聞いた後、かなり心に訴えるものがあったというような趣旨の発言をされていたと思うんですけれども、その被害者本人、あるいは遺族本人の意見というのは心にどの程度来るものがあったのかなというのをお聞かせいただければ幸いなんですけれど、1番の方、いかがですか。

(1番)

私が今でも記憶に残っているのは、自分の父親について「極刑を望みます。」という言葉が発言されたのが一番印象に残っています。大好きなお母さんが自分の父親に殺された内容なので、その娘さんが極刑を望むという言葉が一番残っています。ただ我々も、その中身を全部、証人の証言も含めて判断をしなきゃいけないというのがございますが、その言葉としてはやはり一番残っています。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方は、どうですか。

(3番)

それについては、先に述べたとおりですね。

(司会者)

4番の方は、何か補足される点はありますか。

(4番)

先ほども言いましたけれども、被害者の方が法廷にお見えになって、被告人と同じ部屋で同じ空気を吸ってすぐ近くにいると、本当に憎らしいという、憎しみを持った相手が近くにいるという中で、やはり自分自身の体験というか、思いを本当に切々と述べていた、そこに被害者の方の勇気、恐らく無念さというか、そういうところもあるだろうし、やはりそういうことを自分が克服しないとこれから生きていけないだろうなという、自分との戦いの中で恐らく出てこられて、そういう自分の

意見陳述をされたんだろうなと思います。隣にカウンセラーの方が一緒にいて、それで事前につくってきた原稿だと思いますけれども、しっかりと読む中で、その原稿に書かれていなかったことも恐らくその場になって被告人のいろんな話の中で被告人に対する思いがその場で更にまた高まって、こういうことを絶対に許さないという、そういう思いを自分の言葉で述べていたその中に、私はもう本当に心が震えましたし、悲しみと同時に絶対こういうことは起こしちゃいけないし、こんなつらい思いをする人が今後出てきてはいけないというふうな強い思いを抱きましたし、やはりそういう犯罪のない社会づくりといえますか、そういうことを自分ができる範囲の中でやっていかなきゃいけないなということを被害者の話の中で強く感じました。ですので、そういう意味では被害者の方は本当につらい思いをしたんだと思いますけれども、その陳述の中で逆に私は勇気をいただいたなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。裁判官の方から、証拠調べに関して何かございますか。

(裁判官)

現場の写真の話にまた戻るんですけども、5番の方にお聞きしたいのは現場の状況、被害者と殺しちゃった猫を並べた状況ということを理解する、示すということであれば、それはイラストでも良かったんじゃないかなというふうな印象はありますか。

(5番)

いや。あれだけきっちりとやったという心理状況が、イラストだと分からないと思います。なので、モニターを見させていただいて、そういう裁判官の方からいろいろその心理状況はというお話をいただいたものですから、分かりました。本当にイラストだけでしたら多分分からなかったと思うんですけど、本当にああいう中の心理状況というのがモニターの写真を見て分かったの、そこは一つ解決するに当たってのいい参考材料だったかなと思っています。

(裁判官)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは、ちょっと時間もありますので、次に弁論手続の方に入って聞きたいと思います。検察官の論告求刑、それから、弁護人の弁論という手続がありまして、これについても、皆様のお手元には実際に担当していただいた事件の論告要旨であるとか、弁論メモが行っていると思いますけれども、それをごらんになりながら、この検察官、弁護人のその事件での意見ですけれども、これはよく理解できたのか、分かりやすかったのか、それとも、かなり疑問を抱いたのかとかを皆さんからお聞かせ願いたいんですけれども、5番の方からお願いできますか。

(5番)

検察側については非常にロジックがしっかりしてしまっていて、ストーリーもしっかりしてしまっていて、非常に深い理解をしたと思っています。逆に弁護人の方なんですけれども、審議の途中どなられたりとか、非常に冷静さを欠いた言論等も見られ、裁判長の方から、「静かに。」というような話もあって、そういった中で非常に冷静さを欠いたような答弁が多かったものですから、ここは非常に聞きづらかったですし、ちょっと理解し難いような対応をされていたので、難しい面がありました。

(司会者)

そうすると、検察官の方は分かりやすかったけれど、弁護人の方は余り共感できなかったということですか。

(5番)

そうですね。ああいう弁護人もいるんだというような、逆に驚いた次第ではあります。

(司会者)

はい、ありがとうございました。1番の方は、いかがでしょうか。

(1番)

検察側の資料については、趣旨がはっきり書いてしまっていて、よくできていると思

いました。これを、自分のメモと照らし合わせながら、中身の確認をいたしました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方は、いかがでしょうか。

(2番)

検察側のこの論告要旨は、冒頭陳述に則って要旨が書かれているので、すごく分かりやすかったです。それから、弁護側の弁論要旨は、弁護人のお仕事だから仕方ないと思うんですけど、何となく情状酌量とか、未遂軽減とか、そういうことをメインにして、そこへリードしていくようなことを感じられて、余り好きではありませんでした。でも、分かりやすかったです。

(司会者)

分かりやすかった点は、よろしいわけですか。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方は、どうでしょうか。

(3番)

検察官の方から出ているものについては、論告と同じように2番の方がおっしゃったとおりで、同じ形で同じような進め方で分かりやすい内容にはなっていたかと思います。逆に、弁護人の方から出てくるものは、本当にメモ書きというような形になっていまして、今回はもう結論が出ているものを淡々とやっているような感じが、検事側にも弁護側にも自分は感じてしまっちゃっているんで、そういうふうな印象を受けるのかもしれないんですけど、もう少し何かあっても良かったのかなというのを感じました。

それと、結果的に求刑されている量刑というのが、そのときに検察官の方がおっしゃった通常のものよりも非常に違うものが出たんですね。だけど、なぜそれがここまで違うのかという説明が余りなかったような感じが自分はしていまして、そこ

の説明もなく、ここまでのことを言うのかなというのが一つ感じたのと、それはもう逆に弁護人の方はそう言われるのかなと思って、そういう求刑をしたのかなというふうな、何かそういったものをちょっと感じてしまいました。

(司会者)

量刑のグラフは、論告に付いていたんですか。

(3番)

いや。言葉で言われて、後で見せていただいたというふうな記憶があります。

(司会者)

それまでは一番重い事件でも25年というところで、実際の求刑が30年だったということでしたよね。

(3番)

そうです。25年は、たしか一人とか、それぐらいで。

(司会者)

ほとんどが20年以下で、25年というのは突出して重いのが1件あるだけのところで、30年という求刑が来たと。それについての説明が、ちょっと不足していたんじゃないかということですね。

(3番)

そのように感じました。

(司会者)

はい、ありがとうございました。4番の方は、いかがでしょうか。

(4番)

検察側の論告要旨については非常に分かりやすかったです。私もこの裁判員に参加して、最初の言葉で分からない言葉があったんです。それは、既遂という言葉なんです。いわゆる未遂というのは、殺人未遂の未遂だから、やろうとしたけれど、やらなかったことなんだなという意味は分かったんです。だけど、既遂、既遂と言われていて、あれ、既遂って何なんだろうなと思って、この論告要旨の字を見たと

き、ああ、そういうことかという理解をしました。同じく犯情というか、そういう言葉が法廷の中で言葉が行き交ったとしても、それがこういう文字で書かれていると、ああ、そういう意味で使っているんだなというところがよく分かりまして、理解ができました。検察側のこの論告要旨についても、読んでいく中で、全くそのとおりだなと、被告人は本当にひどいことをしたなというところを感じることもできました。こちらとしても、冷静に判断しなきゃいけないなというところで、弁護人メモを見ると、ああ、なるほどこういうところで、いわゆる被告人の側に立った見方をしているなというところがよく分かりまして、この弁護人の方の弁論メモについても、私は分かりやすかったかなというところを非常に感じました。この2つを比べながら、評議の中でいろいろ自分なりの意見も言えたし、分かりやすかったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。法律家の方も、もうちょっと考えなきゃいけない点があるのかなという感想を持ちました。論告弁論について一通り御感想などを伺いましたけれども、これを法律家の方から論告弁論について裁判員経験者の皆さんに何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。検察官は、どうですか。

(検察官)

今、私も3番の方のお話を聞いていて、なるほどなと思って聞いていました。3番の方は、特に25年という量刑が突出して重いのが1件しかないところで、30年の求刑をすることの説明が不十分だったと言われて、そういう御感想はごもっともだと思うんですけども、そのほかの場合でも我々は、いつも裁判員裁判で求刑論告のメモをつくって考えているときに、非常に幅がある刑の中で何で検察官がその求刑をするのかということの説明をどこまでするのかというのは、割といつも悩む点です。その一方で幾ら説明してもどうして10年なのか、どうして12年なのかというのは、なかなか説明が難しいんですけども、3番の方が持たれたような感想を自分も持ったという方がもしいらしたら教えていただきたいんですけど

も、それはどうでしょうか。

(司会者)

そういう感想をお持ちの方がいたら、手を挙げて言っていただければ。では、ほかの方は、ないということよろしいですかね。

(検察官)

分かりました。それでも、できるだけ説明はするように心掛けます。

(司会者)

弁護士の方では、何かございますか。

(弁護士)

感想的な話をさせていただければ、非常にまずはこちらの主張が分かりやすいかどうかというレベルのお話と、それからあとは、こちらの主張に共感していただくかどうかという、レベルとしてはこの二つがあって、どうしても分かりやすかったとか、分かったという言葉でまとめてしまうと、この二つのレベルがどうしてもごっちゃになってしまうようなところがあって、確かに、僕がこういう今回皆さんが体験されたような事件の弁護人だったときにいい弁論ができるのかどうかという話になると、特に余り救いようのない人たちも中にはいらっしゃるんで、非常に厳しいなと思いながらも、その中でどう被告人のために弁護活動を切り開いていくかというのは、当然我々の職責だとは思っています。非常に皆さんの厳しい言葉が心に刻まれましたので、これを会の方にもフィードバックして持ち帰りたいと思います。ありがとうございました。

(司会者)

裁判官の方は、何かございますか。よろしいですか。今、伊東弁護士のお話がありましたけれども、やはり弁護人の立場というのはかなりつらいところがありまして、自分としてはとんでもない被告人だと思っても、いいところを見付けて何とかそこを刑に反映させるのがやはり職責ですので、そこら辺のところは御理解いただきたいと思います。

次に、評議の方に行きたいと思いますけれども、まず、皆さんにお伺いしたい点は、評議ではちゃんと自分の意見を言えたのかというところです。言いたいけれど、言えなかった部分が残ってしまったとか、あと、ちょっとこういう発言はできないぞというような雰囲気だったのかどうか、どんな感じの評議だったかというところを全員からお聞きしたんですけれども、まず1番の方からお願いできますか。

(1番)

私は、思っていることを全て言い切りました。その評議の休憩時間とか、みんなメンバーが結構仲よくて、あと、同じ地域の方がいらっしゃったのですが、ちょこちょこ昼御飯みたいな形で食べに行ったりとか、男性女性を問わず、チームとしてはたまたまなのかもしれませんが、女性と男性の割合もうまくばらばらで、すごく話しやすい雰囲気でした。そのために、皆さんがいろいろ思っていることは言ったかと思います。ただ、中にはやはり仕事柄、我々は仕事上話す機会が多いので話す人間も多いですし、あと定年退職された間際で、まだそういう話せる機会もある方、全くない主婦の方とか、いろんな方がいましたが、みんなの雰囲気で場の流れが全く違うなと思いました。あと、評議についても、やはりいろんな意見がありますので、その辺が雰囲気づくりがたまたまうまくいったんじゃないかなと思っています。冒頭に裁判長からも悔いの残らない審議をとというお話がございましたので、最初にそういう言葉をいただいて、そういう意味で多分皆さんそういうのがあったのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方は、いかがでしょうか。

(2番)

最初に裁判長の方が、「思っていることを何でも話してください。間違っていることはありません。何でも、どんな意見でも、それが違うということはないですから、全部話してください。」とおっしゃってくださって、この事件の内容が55歳ぐらいの母親の方で、裁判員も主婦の方が多くて、男性が一人しかいなかったのも、すご

くうまくまとまって皆さん思っていることをお話ししたと思います。それから、お昼は大抵ちょっと雰囲気を変えるためにみんなでランチ会へ行ったりしたので、余り思い悩むこともなくて、これでいいのかなという気もしました。一人男性がいらして、その男性が私たち主婦とは違う意見をおっしゃってくださったのが、ちょっと目が開けたところがありました。

(司会者)

別の観点から、お話があったということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

いろんな意見が、出たということですね。

(2番)

はい。思い残すことなく、皆さんがしゃべったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方は、どうでしょうか。

(3番)

補充裁判員の方も入れて8人、言葉が多い人、少ない人はありましたけれども、皆さんがちゃんと意見を言えていたと思っています。一日の中で一言か二言しか言わない方も、その一言二言が結構考えてしっかり悩まれて発言されているなという重さを感じて、一緒にやらさせていただいた8人の皆さんは本当に真剣に取り組んでいました。全然知らない人たち、年齢の違う人たちと話をするとなんかないものですから、そういった意味でも本当にいい経験をさせていただいたなというふうに思いました。ただ、その評議をするに当たって、どうしても皆さんいろいろ意見があって、その意見をまとめて行くに当たったときに、自分たちって何を判断するというのがないものですから、やはり自分の感情を重要視する方とそうでない方が出てきたときに、どちらも正しくないわけではないじゃないですか。この辺のもう

少し方向性みたいなものがあると、もうちょっと違う議論があったのかなと、どうしても、「これはひどいよ。」と言う人と、「いやいや、そうは言っても、ちょっと冷静になってみろ。」という意見があると相反してしまっちゃって、なかなかその溝というのが議論のポイントが違っちゃっているもので埋まらないようなところもあったりもしたので、あの辺はちょっと何かもう少し、お互いが歩み寄れる気持ちがあればまた一つ違うのかもしれないんですけど、何かもう一つ考え方というか、何かもう一つあるといいのかなと。裁判官の方は、ちゃんとその辺は自分たちの気持ちを伝えてくれと、そのために来ているから伝えてほしいということと、あとは平均じゃないんですけど、全体を把握してくれて、これだけを見ないでくれということを書いてはくださっていたんですけど、なかなかそこに行き着けなかった部分もちょっと途中あって、本来より多分1日長引いてやったんですね。本当は1日早く終わるかというのをもう1日みんなゆっくり考えてやろうというような形で延ばしてやったりもしたというのがそういったところにあったので、良かった点なのかもしれないんですけど、そういうような議論をさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方は、いかがでしょうか。

(4番)

私は最初に本件が強姦致傷という事案でしたので、裁判員の中には女性が2人いたし、補充裁判員の中にも1人いましたから、合計3人の女性、もちろん裁判官の中にも女性の裁判官がいましたんですけども、そういう女性がいる中で、いわゆる強姦致傷というふうな事案を話し合う場合、男性として、何かちょっとこんなことを言っちゃうとここにいる女性の方を傷付けちゃうんじゃないかとか、セクハラになっちゃうんじゃないかみたいな、そういうことがもしかしたらあるのかもしれないなと思って、それはまず裁判官の方に質問しました。「もしかしたら、そういう場合が起きちゃうかもしれませんけれど、どうなんですかね。」と言ったら、裁判官の方が、「もうそういう場合、女性の裁判員が本当にこの場にいづらくなったり、気

分が悪くなったり、そういった場合は、すぐ休憩なり、部屋を替えたりして休んでもらって結構ですよ。」という話もいただいたし、「また、メンタル的なサポートもありますから。」というお話もいただいたし、そういう中で、ああ、なるほどなど。裁判のためには、余りそういうことを気にせずに、思ったことをきっちり言っても大丈夫なんだなというふうな、一つの安心感がありました。だからと言って、評議の中でそういう話が出たということは、全くなかったです。だから、私としては取り越し苦労だったのかなというふうな感じでした。女性の裁判員の方々も自分なりの意見を堂々と言っていました。また、資料の中の写真等を見ると、いわゆる再現写真的なところがあったので、そういうのを見ると、やはり女性の裁判員なんかは目を背けたくなるんじゃないかなとか、いろいろ思ったんだけど、そういったことも含めて、全部きっちり評議の中でそんなに遠慮しなくてしっかり話し合うことができたということは、すごく良かったなと思います。前もって、そういうメンタル面とか、そういう話があったので、安心することができたのかななんて思いました。私自身も評議の中では自分の思いはしっかり言えたかなというところはあって、ほかのメンバーの方も先ほど昼食を一緒にとったりとか、いろいろありましたが、私たちなんかもやはり一緒にお昼を食べたりなんかして、そういう和気あいあいと最初は本当に硬かったんですけど、だんだん慣れてくる中で、いろいろ話しやすい雰囲気を裁判官の方たちにもつくっていただいたので、そういう意味では私が見る限り、本当に一人一人それぞれが自分の意見をしっかり言えて、それで本当に全員が納得して結論を出せたんじゃないかなというふうに思いました。そういう話し合いの中で、裁判官の方たちも道筋は立ててくれたので話しやすかったし、かといって、裁判官の方々が自分たちの意見をゴリ押しするみたいなこともないし、私たちの意見を最大限尊重してくれて、それでみんなが納得できた評議になったんじゃないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

正直、評議のスタートは、結構重苦しかったと思います。ただ、評議にこぎ着く前の段階で、特に休廷中であつたりとか、お昼であつたり、皆さんと会話ができて、割とざっくばらんに皆さんが意見を言えるような雰囲気づくりというのが事前にできました。当初は重かったんですけども、評議に入った時点でも皆さん本当に争点である動機と責任能力についてきちっと意見をまとめられて述べていらっしゃったもので、非常にスムーズにいったんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。皆さんが意見は活発に出されたとお伺いして、何よりだと思いました。ただ、過去裁判員を経験された方の中には、例えば、「裁判員には意見は言わせるんだけれども、結局は、裁判官が敷いたレールの上を歩かされているような印象を受けた。」というような感想を持たれた方もいるようなんですね。結局は、裁判官が一つの到達点を考えて、そこのところへうまく誘導して持っていかれたような印象を持った方も中にはいらっしゃるみたいなんですけれど、裁判官が誘導しているような、そんな印象とかはなかったでしょうか。2番の方、どうですか。

(2番)

はい、ありませんでした。過去の判例とか、この事件のこの程度は、大体何年とか、執行猶予が付くとか、そういう過去の判例みたいなグラフで見せてくださって、私たちが考えるのにどういう方向で考えていかなきゃいけないのかということをご導いてくださったと思います。ですから、リードされた、レールの上を走らされたという気持ちは、特に持っていません。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方は、どうでしょうか。

(3番)

裁判長は、基本的に意見を言わないというスタンスですね。それで、もう二人の

裁判官の方は、自分の意見を素直に言ってくださっていて、残りの裁判員をやっているメンバーも、裁判官がそう言ったからではなく、自分で意見をちゃんと言って、ちゃんと意見を良い意味でぶつけ合った状況で議論が進んでいましたので、リードされたというか、そういった感覚はないです。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方は、いかがでしょうか。

(4番)

私も、先ほど言ったように、裁判官の方にリードされたという覚えは全く感じませんでした。むしろ、いろいろ説明していただく中で、納得して自分の意見が言えた感じがあります。本当に初めての経験で、どういうふうに評議の中で話を出したらいいとか分からない中でいろいろお話ししていただき、自分の中で、ああ、そういうことなのか、こういうことなのかという理解が深まる中で、自分として納得できる意見を自分の中で作り出すことができたとし、そういう意味では言われたとか、ルールに乗せられたとかいうことでは全くないです。すごく自分が考える上における考えをまとめやすくしていただいたというところでしょうかね。しかも、それは、自分として非常に納得いく考えがそこから導き出すことができたということです。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方は、いかがでしょうか。

(5番)

うちのメンバーの評議も、そういうことは一切なく、逆にぎっくばらんに意見が出ていたものですから、当初若干いろいろばらつきがあったんですけど、非常にまとまったメンバーの中でやっていたものですから、スムーズに行ったと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。1番の方は、いかがですか。

(1 番)

はい。私も、裁判長がこういう誘導したということは全くございません。評議のやり方としては、裁判長が、「こういうことをして、どう思いますか。」という、そういう投げ掛けはします。それに対して、一人一人全員が、意見を述べます。それによって、また更に意見を述べて、完全に全員が納得してから次の内容に確認に行きますので、そういうことは全くございませんでした。やはり一人一人が意見を言って、納得して次の方へ進むということがありますので、そういうのは良かったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。先ほど2番さんの話の中で過去の例のグラフを見せられたという話が出てきたんですけれども、この過去の例をお示しするというのに関して、これは国民の率直な意見を尋ねているのに、過去の判決、これを示すのはどうかということについて疑問を抱く人もいるようなんですけれども、この過去の判決の量刑のグラフを示すということに関しては、何かお考えはお持ちかどうか、全員にお伺いしたいんですけれど、3番の方からお伺いできますか。

(3 番)

先ほど話に出たんですけれども、自分が担当したものはちょっと特殊で前例がないという内容からスタートしてまして、更に、求刑もかなり昔の判例とは違うところで検察官の方からも弁護人の方からも出てしまっていたので、そこが評議の中のかなりの話題になったというところがあったんです。ただ、逆に過去のそういった内容が何も分からないまま判断をしろと言われたところで、もう自分たちにはそういう経験がないものですから、やはり何かしらそういったものがないと判断ができないので、それは当然示していただくことが必要だと思います。それに則るか則らないかは自分たちで判断すればいいと思いますので、そういった昔の過去事例というのは見させていただくことの方が、自分はいろいろ細かく見せていただいた方が、あのときはどうしてこの人たちはこういう判断をしたんだろうというのがあると、

今の自分たちの判断に対してもプラスになるところがあるのかなと思うので、見せていただいた方がいいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方は、いかがですか。

(4番)

私もやはり過去の判例といいますか、そういうのがないと実際にこの事案がどの程度の量刑なのかというのはやはり分からないので、やはり必要かなと思うんですけども、ただ、それにこだわる必要はないのかな。自分たちがその話し合いの中で決めていけばいいというか、それぞれが納得いくことを話せばいいのかなというふうに思います。それで、過去の判例もそこには根拠がいろいろあったはずなので、そういう根拠がある上でそういうふうな判例が出ているというところは私たちも、なるほど、そういうことなのかなということを思いながらも、ただ、自分たちが関わった件については、評議で意見を言う中で決めていくということであるので、その表を示していただいたから、それに合わせなきゃいけなかったということじゃなくて、それはそれとして非常に参考になったし、自分なりの勉強をさせていただいたというところで、自分なりの意見はこうですというところと言えるので、良かったかなというところですね。ただ、評議では、そういうこれまではやはり示していただかないと、私たちとしては分からないなというところがあったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方は、いかがでしょうか。

(5番)

はい。司法と一国民とのギャップというのは多少はあるとは思いますが、そういう中で私たちは司法の勉強もしていませんし、そういった意味で、過去の判例というのが非常に参考になったとは思っています。ただ、皆さんがきちっと評議をしたというふうに考えていますので、事例をいただいたということに関しては良かったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。1 番の方、いかがでしょうか。

(1 番)

はい。私もデータベースを参考にするのは確かに我々も司法の勉強をしているわけじゃなくて、過去の新聞とか、世の中の流れは大体こういう殺人なら量刑はこのぐらいだなと何となくの意識しかないので、そのデータベースは参考にすべきだと思います。その内容は、やはりその審議の内容によって、個人個人みんな納得されて、答えを導き出すということはやっていると思います。

(司会者)

ありがとうございました。2 番の方は、いかがでしょうか。

(2 番)

皆さんがおっしゃるとおりです。

(司会者)

ありがとうございました。検察官、弁護士の方から、評議に関して何か皆さんに御質問等はございませんか。

(検察官)

検察官として横浜に限らず裁判員裁判をやっていると、どうしても不安なのは、まず問題点などを分かっているかということと、こちらがそのときにポイントを置いて見てほしいと思っていることを更に分かってもらっているかということなんです。それを裁判進行中にうかがい知るのは、例えば、補充で裁判員の方が質問されるときなんですね。あのとき、裁判員の方が活発に発言されると、本当に私はどんな質問であつてもうれしいといえますか、ああ、こういうことを考えていらっしゃるんだなといつも聞いているんですけども、ああいう法廷で発言する人と評議で活発に発言する人というのは、一致するものなのか、違うものなのかという、随分レベルが低い質問なんですけれども、それをいつも感心しているものですから、そういった抽象的な話になってしまいますけれども、そういうところでも

し何かお聞かせいただける方がいらしたら、お聞かせいただければと思います。

(3番)

自分たちからは、たしか3人補充質問をさせていただいたんですけど、基本的には、評議の中で質問をしたいという人間が、実際に裁判の場で質問するという形をとっていて、その中でどうしても自分は質問をしたくないという者については、裁判官の方が代理で質問していただくという形をとっていました。

(司会者)

では、4番の方。

(4番)

私は是非質問してみたいなという思いがあって、事前に、「こんなことを質問しても大丈夫でしょうかね。」と裁判長の方に聞いて、「大丈夫だから、是非質問してください。」と言われまして、質問させていただきました。やはり緊張しましたね。被告人と目と目が合うし、検察官、弁護士、あとは傍聴人もぼっと見ますし、自分の質問が本当に被告人に伝わるだろうかとか、そういうことを思いながら質問したんですけども、こういう犯罪を起こした人の子供の頃とか、そういう昔はどんな感じだったのかなというところは聞いてみたかったし、あるいは学校のいわゆる教育の中でもっとこんな教育をしていればこんな犯罪を起こさずに済んだんじゃないかみたいな、そういうふうな社会的な情勢というところも被告人はどう考えるのかなというところがあって質問したんですけども、それに対する被告人の答えというのは私としては非常にびっくりしたといえますか、やはりコミュニケーションが必要だみたいな話があって、ああ、なるほど、自分たちもそういうことが欠けているのかなというふうに思ったりして、そういう意味では自分が質問させていただいたことに対して被告人が非常に誠実に答えたというところで言うと、質問したことがすごく良かったなと思いました。

(検察官)

検察官が心配することじゃないよと言われそうですけれど、法廷で補充の質問が

出ないと皆さんの評議が活発になっているのかなということがどうしても気になってしまうものですから、ちょっと今聞かせていただきました。

最後にもう一点なんですけれども、これは特に論告のときにお尋ねすべきなのかもしれませんが、先ほどA3の横のメモが多かったですけれども、そこに書いていないと、例えば、それに補足して口頭で何かを言ったとしてもメモに載っていないと評議で取り上げてもらえないということをよくいろんな方から言われたりするんですけれども、検察官でも弁護人でもいいんですけれども、実際、そういったメモに載っていないことを補足で言ったというケースがあったかということだと、仮にそれがあったとして、主にそのメモに取り上げられていることとどれほど取り上げられ方の違いがあったのか、若干評議の内容になってしまうかもしれませんが、印象的なものでも結構ですからお聞かせいただければと思ひまして、何かありましたでしょうか。

(司会者)

皆さん、いかがでしょうか。1番の方。

(1番)

タイムスケジュールが若干違うことが、このペーパーと実際の法廷の中ではございました。ほんの数時間なんですけど、時間がちょっと違うことがあったのを記憶しています。

(司会者)

では、3番の方。

(3番)

先ほど話したとおり、論告にあるものというのは、基本的には概要を説明していただいているような認識でいますので、その後、実際にやりとりを聞きながら、そこに対して自分たちで加えていって、実際に評議のときには、「あのときに、ああいう話をしたよね。」というのをみんなで確認し合って、「ああ、そんなこと言っていたっけ。」と、分からなかった人はメモするというような形で進めていたので、あそ

こに書いていないから議論はしないというよりは、あそこには多分足りないものがあるから、ちゃんと聞き取ってメモっておこうという感じで皆さんやっていたように、自分は感じました。

(司会者)

ほかの方は、いかがですか。そんな感じでいいでしょうか。では、5番の方。

(5番)

聞きながら常にメモをしていたというのが、記憶にあります。それで、そのメモというのが評議の上で結構ポイントになっていたのかなというのが、感想としてはあります。

(司会者)

4番の方、いかがですか。

(4番)

法廷の中でのやりとりの中で、こういう論告要旨の中に入っていないようなことがどんどん出てきたときに、やはり被告人の性格が立体的に見えてきたというところがありました。そういう審議の中で出てきたことが、また新たな評議の中でも、自分自身の中では生かしたなというふうな感じがいたしました。

(司会者)

では、2番の方、お願いします。

(2番)

ずっと論告求刑の間にいろいろ出てくる言葉をメモしていました。被告人が自殺未遂を過去にしたのがビールのプルトップで手首を切って自殺未遂をしたと。それって狂言じゃないのと思ったようなことが、結局、今回の事件でも同じように狂言っぽいところがあったなというようなことを、そうやってメモをしておいたおかげで皆さんと話す材料が増えていたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。裁判官としても、口頭で付け加えられたことが判断に

において重要であれば、評議で取り上げていたかなと、取るに足らないことであれば、無視したかなと、そういう実情です。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

弁護士の方からは、何かございますか。

(弁護士)

一点ちょっと聞きたいところがあって、弁護人の量刑意見についての質問なんですけれど、弁護人の方で弁論するときに、弁護人としてはできるだけ軽い刑にしてくださいというふうに言えば良くて、今回5つの事件とも、例えば3番の事件であれば懲役30年を検察官が求刑したのに対して、弁護人は20年にまかそうという意見、具体的に数字を示して入れてもらえて、裁判員裁判としては弁護人が求刑の意見として具体的に懲役何年と言うのがトレンドとしてあるんですけれど、必ずしも絶対に言わなきゃいけないという意見ではないんです。その中でお聞きしたかったのが、弁護人とする例えば懲役20年というのも20年じゃなくて、できれば19年でも18年でも17年でもいいわけで、そこを20年と言うというのは結構勇気が要る話で、20年入れちゃっていいですよという話になるので、その辺で具体的に数字を言うというのは我々の立場からすると抵抗感があるところもあるんですけれど、お聞きしたいのは、弁護人が求刑に対して20年というふうに具体的に述べた数字について、評議のときというか、皆さん個々の感想で結構ですけど、どの程度考慮されたのか、いや、そもそも必要ないよ、こんな数字はというふうに言われるのでも結構なんですけれど、そこだけ一つお聞きしたかったので、どなたか教えていただけますか。

(司会者)

これは、全員に伺っていきますかね。4番の方、どうでしょうか。

(4番)

本件の場合については、検察側からは20年で弁護人からは13年ということで、弁護人からも13年という、結構重たい判断が出ているんなら、やはりそれなりのものなんだなというところの判断の材料になりました。それが、評議の中でも、やはり自分なりの意見の中に反映できました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

そもそも弁護人の方から出てきた意見は、今回の争点である動機と責任能力についてはないということだったので、そもそも争点が食い違っている。そんな中で、執行猶予というようなことが出てきましたので、参考にはならないですけど、そのくらいの求刑なんだなということは理解はできたので、必要がないといえれば必要がないんですけど、出していただいたことについては参考になったかなとは思っています。

(司会者)

1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

検察側と弁護側で刑は大体半分ぐらい違いました。先ほど申しました争点が、病気にに関するものというのが弁護側の要因ということがあったのです。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方は、いかがでしょうか。

(2番)

感覚として、数字を出してくださった方がありがたいです。

(司会者)

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

自分たちのところは、本当にそこが大論争だったんですね。検察官の方で30年、

弁護人の方から20年というのが、その判例と比べて全然違うところで出たというのが本当にもう一番どう判断していいんだろうと、どうして30年と言ったんだろう、どうして20年と言ったんだろうというのがすごく悩んでしまったところではあったんですけども、逆にそういうものがないと、考える基準がやはりどうしても持てないというのがあったかと思うんですね。なので、例えば弁護人の方が何年と言ったものというのは、先ほどこちょっと言い間違いをしましたけれど、そこが最低になる可能性があるわけですね。それ以上下げることは、弁護側も納得していないというか、望んでいない部分ではあるんだろうなというような、基準としてはあっていいのかなというふうな形で、自分は考えていました。自分のは先ほどこちょっとお話があったんですけど、下限というのもどこまでがいいのかというのがちょっと分からないような状態だったものですから、示していただいた方がありがたかったと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

時間が来てしまったんですが、何か是非これは言っておきたいというようなことがあれば。では、1番の方。

(1番)

2点ございまして、我々は、メンバーの中に会社に裁判員の休暇の制度がない方がおられました。「手当が出るから、自分の有給休暇をとってください。」と言われたメンバーがいて、私は会社にそういう特別休暇の仕組みがあるので良かったんですが、そういう方がおられたので、まだまだそういう国民の義務であるこの制度が会社として認知されていないところがあるんだという印象がございました。

あともう一点が、セキュリティに関してなんですけれど、ここへ来るのに私はエレベーターの中で被告人の兄弟の方と一緒にエレベーターで上がっちゃって、ちょっと気まずい思いをしました。やはり最初の頃は向こうも多分分かっていないと思うんですけども、中盤ぐらいなんて向こう側の方も多分私が前に座っているのを

分かっているでしょうし、その辺の導線をやはり我々と分けてほしいなど。あと、何も知らないで、ここの建物も結構上までフリーに来られていたので、その辺がこの時代でどうなのかなというふうな2点がありました。

(司会者)

ありがとうございました。ほかは何かございますでしょうか。では、2番の方お願いします。

(2番)

すごくミーハーな意見なんですけれど、裁判員裁判、裁判員というものに対して広告、宣伝が全然なされていないと思うんですね。例えば、アメリカの映画を見ていますと、陪審員制度がどういうものかとか、すごく陪審員のことがよく分かると思うんですが、日本ではテレビドラマとか映画でも裁判員を経験した主婦というのは出てこないじゃないですか。そういう意味での宣伝、広告を、もう少し考えた方がいいんじゃないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

貴重な御意見、本当にありがとうございます。拙い司会進行で、時間が来てしまいました。ただ、本日皆さんからお聞かせいただいた御意見は、今後も制度の参考にさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。